

介護予防事業「まちなか保健室」
実施法人募集要項

令和7年（2025年）1月

宇部市健康福祉部 高齢福祉課

1 趣旨

この募集要項は、介護予防事業「まちなか保健室」の受託者を、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名
介護予防事業「まちなか保健室」
- (2) 内容
別紙2「業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間（予定）
令和7年（2025年）4月1日～令和8年（2026年）3月31日
- (4) 委託料（予定）上限額
2,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- (5) 募集団体
2団体

3 応募の資格要件

次の要件を全て満たすことが必要。

- (1) 山口県内に拠点を有する法人その他の団体であること。（法人格の有無を問わない。）
- (2) 「まちなか保健室」の目的に沿った適切な指導等ができる体制があること。
- (3) 保健医療福祉専門職（医師、保健師、看護師、作業療法士、理学療法士等）の資格を有する者を配置していること。
- (4) 利益重視とならず、地域住民のニーズにこたえるよう公正・中立にサービスを提供することができること。
- (5) 保健・医療・福祉をはじめ、本市の政策推進に貢献できること。
- (6) 法人税、地方税その他租税公課を滞納していないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されていないこと
- (8) 公募開始の日から契約締結日までの間において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしていないこと。（手続開始決定後は除く。）
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (10) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- (11) 個人情報の漏えい、滅失、毀損、又は改ざんの防止、その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者で

あること。

4 実施スケジュール

項目	日程	備考
プロポーザル公募開始	令和7年1月9日(木)	宇部市公式ウェブサイトに掲載
募集に関する質問受付期間	令和7年1月9日(木)から 令和7年1月20日(月)午後5時まで	電子メールで受付
質問における回答の公表	期間中随時	宇部市公式ウェブサイト上で回答
参加表明書の提出期限	令和7年1月20日(月) 午後5時まで	必着(持参又は郵送)
参加資格選定の結果通知	令和7年1月22日(水)	電子メールで通知
企画提案書等の提出期間	令和7年1月22日(水)から 令和7年2月3日(月)午後5時まで	必着(持参又は郵送)
企画提案に対する質疑通知期間	令和7年2月4日(火)から 令和7年2月13日(木)	対象者に別途随時通知
企画提案に対する質疑回答期限	令和7年2月14日(金)午後5時まで	電子メールで受付
委託先選定委員会	令和7年2月17日(月)	候補者との対面(書類審査・プレゼンテーション)による選定
選定結果の通知発送 ウェブサイト掲載	令和7年2月21日(金)	プロポーザル参加者に別途通知
契約締結	令和7年4月1日(火)	令和7年度予算の成立を前提とする。

<募集に関する質問の受付>

- (1) 提出期間 令和7年1月9日(木)から令和7年1月20日(月)午後5時必着
- (2) 提出方法 質問書(様式第7号)を電子メールで「10 提出先」に提出すること。
- (3) 回答方法 質問に対する回答は、提出された全ての質問とその回答をまとめて、本市ウェブサイトに掲載する。
なお、質問した事業者名は公表しない。

<参加表明書の提出>

「3 応募の資格要件」要件を満たし、本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり参加表明書を提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年1月20日(月)午後5時必着。
- (2) 提出方法 持参又は郵送
持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時までとする。

- (3) 提出先 「10 提出先」に提出のこと。
- (4) 提出部数 1部
- (5) 提出書類 書類は次の順に並べ、クリップ等でまとめて提出すること。

書類の名称	留意事項
公募型プロポーザル参加表明書 (様式第1号)	
業務体制表(様式第3号)	契約締結後の業務の実施体制(管理責任者及び配置 人員の氏名、経験、担当する業務内容等)について 記載すること
① 事業者概要(任意様式)	パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの
② 登記簿謄本又は登記事項全部 証明書(その他の団体等で法人登記 がない場合は、定款その他の規約)	申請時点で発行から3か月以内のもの、写し可
③ 直近1年分の本店所在地の 県・市町村民税及び固定資産税・都市 計画税の未納の額が無いことがわか るもの(ただし、会社設立1年未満の ため、証明書が発行されない等の場合 は、その旨を記載した理由書(様式自 由)	申請時点で発行から1か月以内のもの、写し可
④ 法人税と消費税及び地方消費 税の未納の額が無いことがわかるも の(納税証明書その3の3でも可)	申請時点で発行から1か月以内のもの、写し可
共同事業体結成協定書兼委任状 (様式第5号)	共同事業体を結成して応募する場合のみ
共同事業体連絡先一覧 (様式第6号)	共同事業体を結成して応募する場合のみ

※共同事業体を結成して応募する場合、上記書類①～④は、共同事業体のすべての構成
団体について提出すること。

- (6) 参加決定 上記書類に基づき参加資格の選定を行い、結果を通知する。

<企画提案書等の提出>

参加資格結果通知にて参加資格を有した者は、次のとおり必要書類を提出すること。

- (1) 提出期間 令和7年1月22日(水)から令和7年2月3日(月)午後5時
必着。
- (2) 提出方法 持参又は郵送
持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) 提出先 「10 提出先」に提出のこと。
- (4) 提出部数 正本1部
副本5部(正本のコピー。正本にカラー印刷を含む場合は、副本も

カラー印刷とすること。)

- (5) 提出書類 書類は次の順に並べ、1部ごとにクリップ等でまとめて提出すること。

書類の名称	留意事項
企画提案書 (様式第2号、様式第2-1号)	本業務の企画・構成、運営、実施などについて具体的に記載すること
業務受託実績書(様式第4号)	本業務と目的の類似する実績を記載すること
① 直近1年の貸借対照表及び損益計算書	写し可
見積書(任意様式)	作業内容ごとの具体的な積算内訳を記載し、見積額は、消費税及び地方消費税額を含む額とする。

※共同事業体を結成して応募する場合、上記書類①は、共同事業体のすべての構成団体について提出すること。

<企画提案に関する質疑>

市から企画提案に対する質疑を通知するので、次のとおり質疑の回答書を提出すること。

- (1) 提出書類 回答書(様式第8号)
- (2) 質疑通知期間 令和7年2月4日(火)から令和7年2月13日(木)
- (3) 提出期限 令和7年2月14日(金) 午後5時必着
- (4) 提出方法 電子メールで「10 提出先」に提出すること。

<参加辞退>

参加表明書の提出後、プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次の方法で提出すること。なお、この場合は、その他の事業において不利益を被ることはないものとする。

- (1) 提出書類 辞退届(様式第9号)
- (2) 提出期限 令和7年2月14日(金) 午後5時必着
- (3) 提出方法 持参又は郵送
持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時までとする。
- (4) 提出先 「10 提出先」へ提出すること。

<応募にあたっての留意事項>

- (1) プロポーザルに要する経費及び提出に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (3) 企画提案書は1事業者につき1案とする。
- (4) 提出期限後の企画提案書の修正又は変更は、原則として認めない。
- (5) 企画提案書など、本業務のプロポーザルに係る全ての提出物は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書等は、委託先の選定のために使用するものとし、公表しないが、情報公開請求があった場合、宇部市情報公開条例に基づき公開することがある。
- (7) 通信障害等によって電子メール等の未着が生じた場合において、本市はいかな

る責任も負わない。

(8) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 参加資格の要件を満たさなかった場合
- イ 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 選定の公平性を害する行為があった場合
- オ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

5 委託先の選定方法

- (1) 選定日 令和7年2月17日(月)
- (2) 場所 宇部市役所本庁5階 第一委員会室
- (3) 開催方法 応募団体によるプレゼンテーション方式

6 選定方法及び評価基準

- (1) 介護予防事業「まちなか保健室」業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募団体から提出された書類審査とプレゼンテーションに基づき選定する。
- (2) 評価基準は下記のとおりとし、提出された企画提案書及びその他選定書類で評価基準を満たしているか判断する。また、内容に不明な点があれば適宜、質疑応答を行う。

評価基準	1 事業運営の基本方針（基本的な考え方）
	2 法人の財務状況
	3 類似業務実績
	4 業務体制の構築状況
	5 業務理解度・計画性
	6 当該事業に係る必要経費
	7 個人情報情報の取扱い

※上記評価項目について選定委員が採点を行い、選定委員の平均が4割未満のものがあある場合、または合計得点が5割未満の場合は採用しない。

なお、同点の場合は、見積金額の低い参加申込者を第1受託予定候補者として選定する。

※申込者が1事業者の場合も参加資格を満たしていた場合は審査を実施し、評価基準を満たしていた場合はその者を受託予定候補者とする。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、企画提案書の提出のあった全ての事業者に書面で行い、令和7年2月21日に通知発送し、合わせて市ウェブサイトにも掲載する。する。なお、選考結果についての異議申し立てがあれば、別途通知する期限までに申出るものとする。

7 契約

- (1) 契約の締結は、令和7年度の予算の成立を前提とする。
- (2) 契約書作成に要する経費は、受託者の負担とする。

- (3) 契約保証金は、宇部市財務規則（昭和44年4月1日規則第4号）第98条及び第99条の規定による。

8 応募にあたっての留意点

- (1) 必要に応じ追加資料を求める場合があります。
- (2) 提出された書類は、原則として返却しません。
- (3) 応募に係る費用は、すべて応募者の負担とします。
- (4) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合、又は「3 応募の資格要件」に該当しないと認められた場合は、応募を無効とします。
- (5) 応募受付後に辞退する場合は、応募辞退届（様式第9号）を提出してください。
- (6) 令和7年度市予算の状況により、事業が中止となる場合があります。

9 選定方法

- (1) 提出書類を審査し、公募者を決定します。
- (2) 選定の結果については、文書で通知します。

10 提出先

宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市健康福祉部 高齢福祉課 高齢者支援係
担当 兼重

TEL (0836) 34-8303

FAX (0836) 22-6026

E-mail t-kourei@city.ube.yamaguchi.jp